

公益社団法人 神奈川県歯科医師会定款施行規則 別表

会員種別		会員種別の資格要件	
		就業形態	資格要件
正会員	第1種	診療所・病院・医育機関・介護老人保健施設等の開設者・管理者・歯科責任者等である歯科医師 (医療法人の分院の管理者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 日本歯科医師会及び地域歯科医師会に正会員として所属する者 就業所を廃止または休止し、引き続き第1種会員を希望する歯科医師は、当該地域歯科医師会の承認を必要とする。 *ただし、他都道府県に診療所又は、病院・医育機関・介護老人保健施設があつて、その都道府県で日歯に所属している会員で地域歯科医師会に入会手続きを行った者は、本会、地域歯科医師会所属の正会員とする。
	第2種	第1種会員の診療所に勤務する歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> 日本歯科医師会及び地域歯科医師会に正会員として所属する者 勤務先を退職し、開業せず、診療に従事しないで、引き続き第2種会員を希望する場合、当該地域歯科医師会の承認が必要。 *ただし、終身会員を除く *公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師で本会の正会員の要件を満たす者の場合は、資格確認として勤務先発行の在籍証明書を毎年提出
準会員	第3種	1. 第1種会員の診療所に勤務する歯科医師	地域歯科医師会に所属する歯科医師 *本会準会員、地域歯科医師会準会員もしくは準会員に相当する者
		2. 公務員である歯科医師及び医育機関・病院・介護老人保健施設等に勤務する歯科医師（開業している者を除く）もしくは研究機関に勤務し診療に従事しない歯科医師。）	地域歯科医師会に所属する歯科医師 *資格確認として勤務先発行の在籍証明書を毎年提出
	第4種	1. 本会の準会員第3種であつて、所属する機関を退職した者で、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に本会の理事会で承認された者。	第4種会員申請書、現況報告書をもって理事会の承認を受けることとする。 *ただし、開業もしくは診療に従事した場合は、第4種会員異動申請書により、理事会の認定を受け、正会員又は第3種会員の異動手続きを行う。
		2. 10年以上本会の正会員並びに準会員であつて、長期の疾病、老齢その他の理由により、当該地域歯科医師会を退会し、開業せず、かつ、診療に従事しないことを条件に本会理事会で準会員として承認された者。	
	第5種	1. 第1種会員の診療所に勤務する常勤の歯科医師。医育機関・病院の勤務歯科医師。 (歯科責任者を除く)	日本歯科医師会及び地域歯科医師会に所属しない歯科医師 *資格確認として勤務先発行の在籍証明書を毎年提出 *第5種会員から第1.2.3会員に異動する場合、入会金は不要とする。
2. 歯科医師法第16条2第1項に基づく臨床研修時のみの研修歯科医。		歯科医師法第16条2第1項に基づく臨床研修中であつて、神奈川県内にある本会会員の診療所で臨床研修の課程にある者。 ただし、臨床研修課程が修了しても、申し出により、最長入会年度から5年度まで第5種会員として在籍することができる。 *第5種会員から第1.2.3会員に異動する場合、入会金は不要とする。	

*参考 歯科医師法第16条の2 診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯学もしくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院もしくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。